（様式３）

令和　　年　　月　　日

岡山市長　様

（受入れ希望申出者）

住所

氏名

印

（法人の場合は主たる事業所の

所在地及び名称並びに代表者氏名）

岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書

私は，岡山市暴力団排除基本条例（以下「条例」という。）に基づき，条例の趣旨を理解した上で，岡山市が行う公共工事その他の市の事務，事業により暴力団を利することとならないように，下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には，建設発生土の搬入中止等の岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお，誓約事項の確認等のために，岡山市が岡山県警等に対し照会を行うことについても同意します。

記

１　以下の者が条例第２条に規定する暴力団員等ではないこと。また，暴力団員等を新たに選任しないこと。

（１）法人である場合　　　　　代表者及び役員

（２）個人事業主である場合　　代表者

（３）個人である場合　　　　　個人本人

２　１の各号に該当するものが暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。

３　使用人として，暴力団員を雇用していないこと。また，新たに雇用しないこと。

４　暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。

５　岡山市の発注する公共事業その他市の事務，事業において，１，２，３，４を満たす者のみを下請負人とすること。

６　条例第４条，第６条に基づき，必要書類の提出を求められた時は速やかに提出すること。

・裏面もご確認ください。

・誓約書は建設発生土受入申し出ごとに提出してください。

（参考）

**●岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第３号）（抄）**

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3) 市民　本市の区域内に居住する者をいう。

(4) 事業者　本市の区域内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) 関係団体　法第32条の３第１項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

**●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（抄）**

（定義）

第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　略

(2)　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)　略

(6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)　略

（暴力的要求行為の禁止）

第９条　指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は，その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり，又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)　略

(21) 行政庁に対し，自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第３号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第１号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず，当該許認可等をすることを要求し，又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が，法令に基づき，特定の者を名宛人として，直接に，これに義務を課し，又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず，当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ　略

ロ　法人その他の団体であって，自己がその役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，当該団体に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ　略

(22)～(27)略